

学校いじめ防止基本方針

～豊かな心をもち、たくましく生きる子どもを育てるために～



令和8年4月
大阪市立東中浜小学校

1. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針

上記の定義をもとに、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもを育てる。」ために、「東中浜小学校『学校いじめ防止基本方針』」を策定し取り組む。

3. いじめ対策の内容

（1）未然防止

① 共通理解

教職員は教職員研修などを通じて、いじめについての共通理解を図る。児童は授業等でいじめの問題について学ぶ。そうすることによって学校全体に「いじめは絶対に許されることではない」土壌を醸成する。

いじめについて考える日に児童集会をひらき、いじめについて理解を深める。

② 自己肯定感の高まり

全校での「にこにこ班活動」や学級・学年での活動を通して、友だちや教職員と関わり、人と人とのつながりを感じられる集団づくりを進める。その中で、児童が認められている、満たされている思いを抱くことができるように、教育活動全体を通じて児童一人ひとりが活躍でき自信が持てるような機会をつくる。

学期に1回は、自己肯定感を高める内容や、いじめに関わる内容の道徳の授業を行う。

③ 授業改善や仲間づくり

外部講師を招いての研究授業を行い、その後やその他の研修会などで教員の指導力向上を図る。また、アクティブラーニングの形態や方法を学習に盛り込み、主体的・対話的で深い学びの授業を実現する。それらを通して、ちがいを認め合えるような集団や仲間づくりを推進する。

（2）早期発見

① 児童観察と情報交換

日々の児童観察から積極的に学級・学年集団の人間関係の変化を把握し、日常的に教職員同士が児童の情報交換を図りながらいじめの兆候をとらえる。また、スクールライフノートの「こころの天気」を日頃から活用することで、児童の心情の機微に気づけるようにする。

② アンケート調査や教育相談

児童が現状を訴えやすいように学期に1回アンケート調査の実施や、スクールライフノートの「相談機能」を活用することによって、いじめの有無やその内容等の実態を把握する。

③ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーの役割を手紙等で周知し、児童及び保護者がいじめについて相談できる体制を整備する。

(3) 早期対応

① いじめ行為の制止

いじめと疑われる行為はその場で止め、いじめを受けた児童の安全確保を図るとともに心のケアに努める。

② 詳細な事実調査と対応の検討

当該児童の関係職員が聞き取り等により情報収集に努める。生活指導部でそれぞれの情報を集約し、事実関係を詳細に把握する。校内いじめ防止推進委員会で「学校安心ルール」をもとにいじめの程度や対応を検討し、その後、全教職員で共通理解を図る。

③ 対応措置

加害児童へは「学校安心ルール」に基づいて、毅然とした態度で段階的な指導や対応を進め、段階によっては保護者や警察、関係諸機関と連携する。必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。(いじめ防止対策推進法 第23条4項)すなわち、いじめられた児童が安心して落ち着いて学習を受けられる環境を確保し、保護者の要望や意見等を尊重しながら誠意をもって対応にあたる。

(4) 重大事態への対処

重大事態と判断された場合は、大阪市教育委員会に速やかに報告し、連携して事実関係の調査及び対応を行う。調査の進捗状況や結果については、いじめを受けた児童・保護者に必要な情報を適切に提供するなどの対応を行う。

※「重大事態」とは、(いじめ防止対策推進法 第28条)

1. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
2. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(5) いじめ解消の定義

いじめが解消している事態については、少なくとも2つの要件を満たされている必要がある。

また、「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員で当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する。(席替え・クラス替え等)

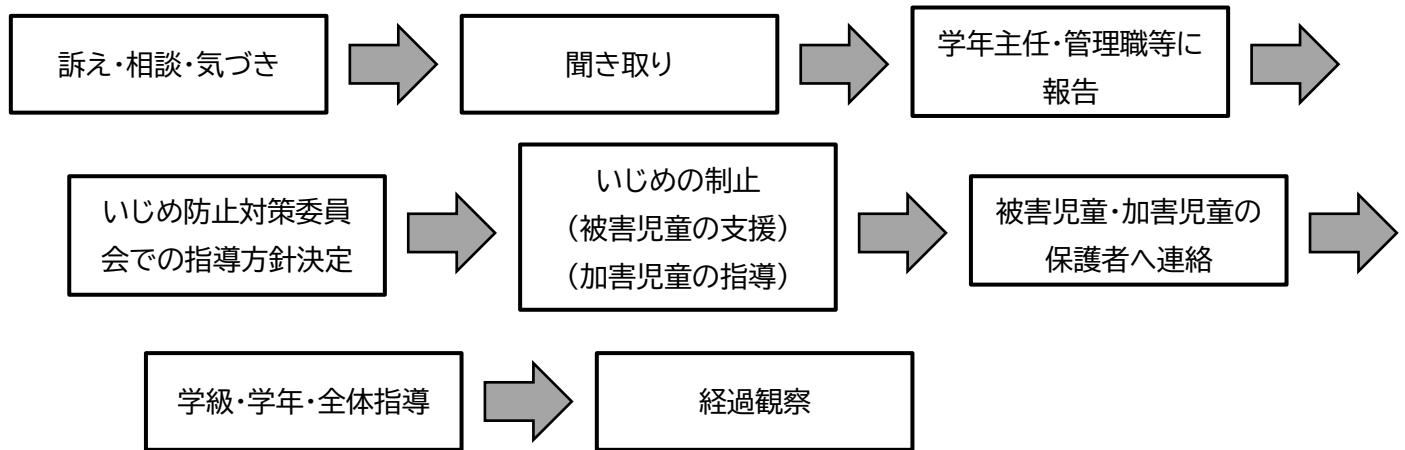
1. いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続されていること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

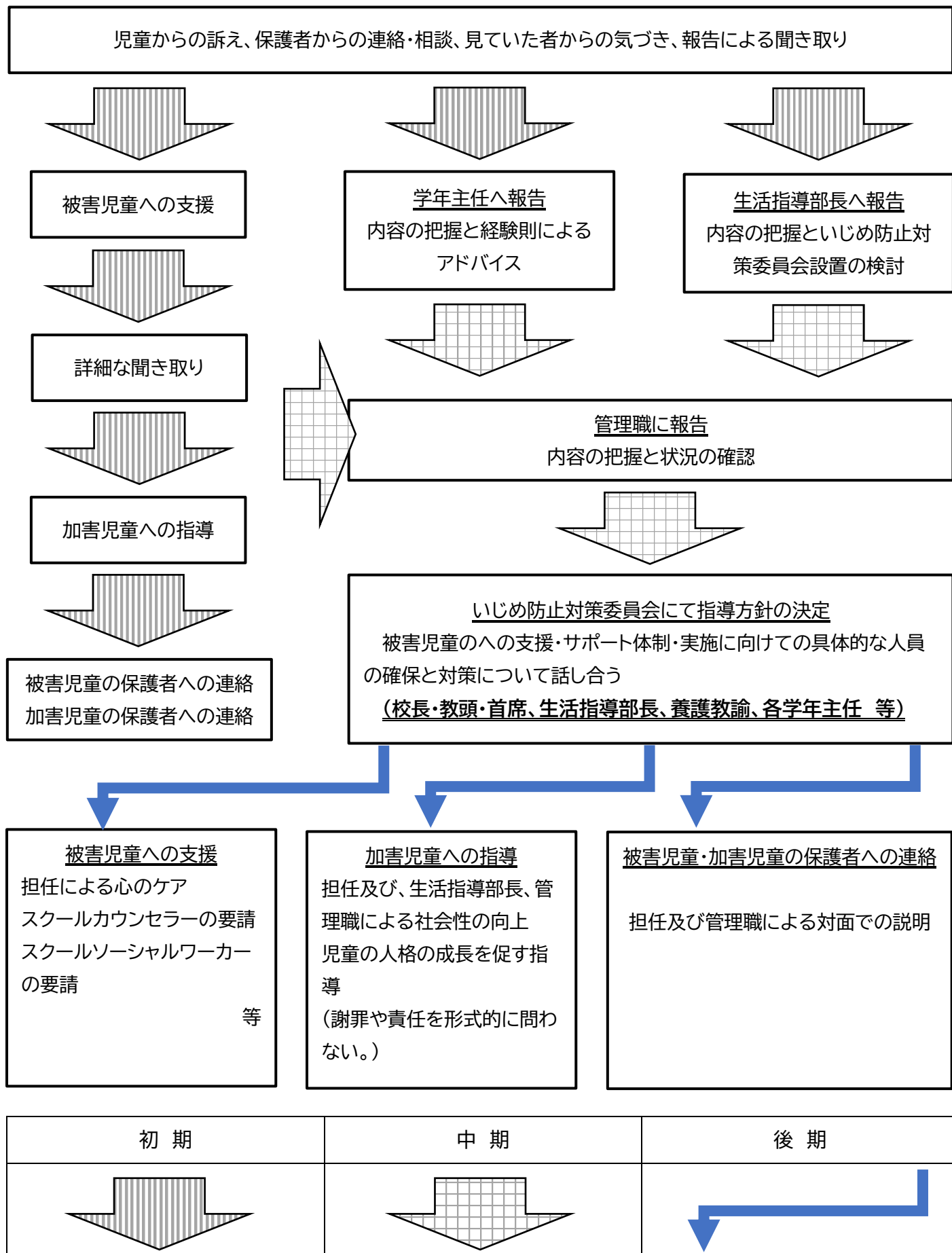
2. 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

《いじめ発見の流れ(例)》



いじめ発見と対応についての流れの例(学級担任用)



4. いじめ防止に取り組むための校内組織と年間計画等

(1) 学校内の組織

① 「学年会」

およそ週に1回、各学年で学年研修会を開催し、それぞれの学級担任で構成される。

日常の児童の実態について話し合い、学年児童について実態交流を図る。

② 「生活指導連絡会」

各学年に所属する生活指導部で構成され、月に1回開催される。

学年会にて話し合われた日常の児童の実態について、特に学年を跨いで共有が必要と判断される内容について報告を行う。

③ 「通常職員会」

全教職員で構成され、月に1回の職員会議終了後に開催される。

学年会や生活指導連絡会で話し合われた日常の児童の実態について、特に学年を跨いで共有が必要と判断される内容について報告を行う。

④ 「東中浜小学校いじめ防止対策委員会」

校長、教頭、首席、生活指導部長、養護教諭、各学年主任等で構成される。ただし、事案に応じて当該担任やスクールカウンセラーなどの関係者等を加える。

いじめ事案が発生した際に必要と判断された場合において迅速に開催される。

いじめの事実確認(関係児童への事情聴取を含む)の共有。

指導および支援の方向性を「学校安心ルール」に基づき協議し、役割を分担する。

保護者との連携を行う。

⑤ 「臨時職員会」

全教職員で構成され、いじめ事案が発生した際に必要と判断された場合に開催される。

事象についての情報と対応の共有を図り、組織的な対応を一層推進させる。

(2) 年間計画

① 調査等

- 「いじめ(いのち)について考える日」 5月大型連休明けの月曜日にて児童集会
 - 本校では代替休日のため、5月13日(火)に設定
- 学年会 毎週開催
- 生活指導連絡会 毎月開催
- 通常職員会 毎月開催
- いじめアンケート調査 5月・11月・2月
- スクールライフノート「こころの天気」 日常的に活用
- 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 適宜
- 東中浜小学校いじめ防止対策委員会 臨時

② 研修会等

- 城東区人権教育講演会 6月5日(木)
- スクールロイヤーによる人権教育研修会 8月頃
- 城東区小学校人権教育実践交流会 11月頃
- 校内人権教育実践交流会 2月頃

5. 取り組み内容の検証

(1) 「運営に関する計画・自己評価」において検証する。

(2) いじめアンケート調査(5月・11月・2月)を活用する。

がっこうあんしん 学校安心ルール

おおさかし り つ ひ が し な か は ま し ょ う が っ こ う 大阪市立東中浜小学校

段階	がくしゅう とき 学習の時に	ほか こ たい 他の子に対して	せんせい たい 先生に対して	その他のルールとして	がっこうとう おこな 学校等が行うことができる対応
きほんてき 基本的な 約束事	○うそをつかない ○ルールを守る ○人に親切にする ○勉強する				
だい だんかい 第1段階	・授業時間におくれる ・授業のじゃまをする	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振りかえる活動
だい だんかい 第2段階	・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話をする ・授業をさぼり、校内でたむろする	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをしたり、言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う	・学校の物をこわす ・夜中に出席き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振りかえる活動
だい だんかい 第3段階	・授業中、故意に妨害をする ・テストのじゃまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼり、校外にたむろする	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう(プロレス技をかけるなども) ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす。ぶつかるなどの暴力をふるう	・万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導
第3段階よりも重いと思われる事象や違反行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。					

※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。(SNSにかかる事案に関しても同様です。)

